

## 議案第99号 説明資料

# 幕別町個人情報の保護に関する法律施行条例の概要

### 1 制定趣旨

令和3年5月、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、地方公共団体及び地方独立行政法人に関する規定については、令和5年4月1日から施行されることとなった。

改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）と統合され、地方公共団体の個人情報保護制度についても法において全国的な共通ルールを規定することとした一方、地方公共団体においては、条例で開示請求等に係る手数料について定めるほか、法に定めている事項に加えて独自の保護措置を定めることができることとされた。

このことから、本町においても法の適用を受けることとなるため、現在運用している幕別町個人情報保護条例（平成11年条例第32号。以下「現行条例」という。）を廃止するとともに、幕別町個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「新条例」という。）を制定する。

### 2 法改正に伴う対応

(1) 幕別町個人情報保護条例の廃止 → 法の規律の直接適用を受けることから、重複を避けるため現在の条例を廃止する。

(2) 新条例の制定 → 法を施行するために必要な事項を定めた条例を制定する。

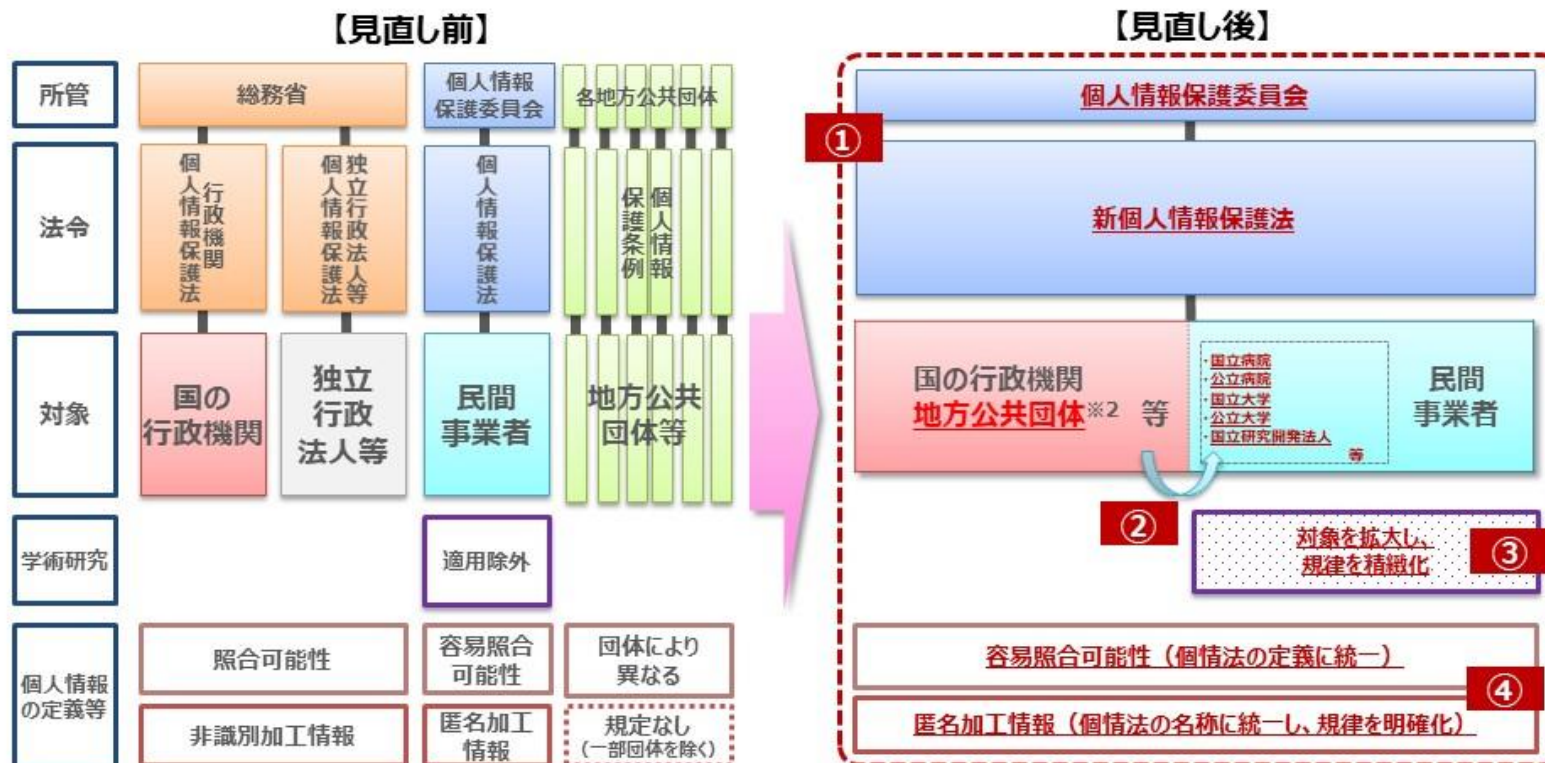
(3) 情報公開・個人情報保護審査会条例の新規制定

→幕別町個人情報保護条例の廃止に伴い、審査請求について調査審議するための附属機関として審査会を設置するため、幕別町情報公開・個人情報保護審査会条例を制定する。

## 個人情報保護法改正法（令和3年改正法）の概要

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用**。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPR<sup>※1</sup>の十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**。

※1 GDPR（EU一般データ保護規則）とは、欧州経済領域（EEA）における個人情報の取り扱いについて法的要件を定めた規則。個人情報とプライバシー保護の強化を目的としている。



※2 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

4 「幕別町個人情報保護条例」と「個人情報の保護に関する法律」の条文対応表

幕別町個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律 (一部、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)
第1条 (目的)	第1条 (目的)
第2条 (定義)	第2条、第60条 (定義)
第3条 (実施機関の責務)	第5条 (地方公共団体の責務) 第12条 (地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護) 第67条 (従事者の義務)
第4条 (事業者の責務)	第17条—第40条 (第2節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務)
第5条 (町民の責務)	
第6条 (個人情報取扱事務登録簿)	第75条 (個人情報ファイル簿の作成及び公表)
第7条 (収集の制限)	第61条 (個人情報の保有の制限等) 第63条 (不適正な利用の禁止) 第64条 (適正な取得) 第65条 (正確性の確保)
第8条 (保有個人情報の利用及び提供の制限等)	第69条 (利用及び提供の制限)
第8条の2 (保有特定個人情報の利用の制限)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
第8条の3 (特定個人情報の提供の制限)	
第9条 (結合の制限)	第27条 (第三者提供の制限) 第66条 (安全管理措置)
第10条 (適正管理)	
第11条 (委託等に伴う措置)	
第11条の2 (委託を受けたもの等の義務)	
第12条 (自己に関する保有個人情報の開示請求権)	第76条第1項 (開示請求権)

第13条（不開示とすることができる保有個人情報）	第78条（保有個人情報の開示義務）
第13条の2（裁量的開示）	第80条（裁量的開示）
第13条の3（保有個人情報の存否に関する情報）	第81条（保有個人情報の存否に関する情報）
第14条（自己に関する保有個人情報の訂正請求権）	第90条（訂正請求権）
第15条（自己に関する保有個人情報の利用停止等請求権）	第98条（利用停止請求権）
第16条（法定代理人等による請求）	第76条第2項（開示請求権）
第17条（請求の手続）	第77条（開示請求の手続） 第91条（訂正請求の手続）
第18条（請求に対する決定）	第82条（開示請求に対する措置） 第83条（開示決定等の期限） 第84条（開示決定等の期限の特例）
第19条（自己に関する保有個人情報の開示の実施及び方法）	第87条（開示の実施）
第20条（費用の負担）	第89条（手数料）
第21条（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）	第106条（地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）
第22条（審査会への諮問）	第105条（審査会への諮問）
第23条（諮問をした旨の通知）	
第24条（他の制度との調整）	第88条（他の法令による開示の実施との調整）
第25条（制度の運用状況の公表）	第165条（施行の状況の公表）
第26条（出資法人の責務）	第5条（地方公共団体の責務）
第27条（委任）	
第28条－第32条（罰則）	第176条－第185条（第8章 罰則）

5 新条例で定めることができる事項に対する町の整理方針

(1) 条例で定める必要がある事項

項目	現行条例における規定	新条例における整理及びその理由	
(1) 自己情報開示請求に係る手数料を定める規定<法第89条>	無料 ※写しの作成費用及び郵送に係る費用については請求者負担とする。	<u>「無料」として規定する</u> ※ただし、写しの作成費用及び郵送に係る費用については請求者負担とする。	現行条例の制度設計を踏襲
(2) 提案された行政機関等匿名加工情報利用に係る手数料を定める規定<法第119条>	匿名加工情報に関する制度自体がないため、規定なし	<u>規定しない</u>	行政機関等匿名加工情報の提案の募集は、当分の間、都道府県及び政令指定都市のみに義務付けられたものであるため

(2) 必要に応じて条例で定めることができる事項

項目	現行条例における規定	新条例における整理及びその理由	
(1) 条例要配慮個人情報に関する規定<法第60条>	思想、信条、社会的身分等について要配慮個人情報として定め、その取扱いについて制限	<u>規定しない</u>	現行条例の規定と改正法における要配慮個人情報の範囲に差異がないため
(2) 開示手続等における情報公開条例の規定との整合を図る規定<法第78条>	幕別町情報公開条例との整合を図りながら、現行条例を制定したため、不整合がない	<u>規定しない</u>	幕別町情報公開条例の非公開情報に関する規定と改正法における不開示情報に関する規定に差異がないため
(3) 旧条例に基づく従前の規制行為の罰則に関する経過措置の規定	—	<u>経過措置について規定する</u>	旧条例の廃止前に行われた違反行為の罰則を設ける

(3) 条例で定めることが妨げられるものではない事項

項目	現行条例における規定	新条例における整理及びその理由	
(1) 個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表に関する規定<法第75条>	個人情報を取扱う事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、管理	<u>規定しない</u>	改正法に基づき個人情報ファイル簿の作成及び公表により運用を行うため
(2) 改正法に規定される開示の手続、開示の手続の延長、訂正の手続及び利用停止の手続に係る日数の短縮に関する規定<法第83条>	開示手続請求を受理した翌日から起算して14日以内に開示等決定 開示手続の延長 やむを得ない理由等がある場合、延長可能	<u>改正法による「30日以内」を現行条例の運用である「15日以内」として規定する</u>	現行条例との均衡を保つため